

ハンガリー

実用新案法

2009年10月1日に統合した実用新案の保護に関する2001年法律 XLVIII

目次

第 I 章 実用新案保護の対象及び実用新案保護によって付与される権利

第 1 条 保護することができる実用新案

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条 実用新案の考案者及び実用新案保護の権利

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条 実用新案保護の成立及び存続期間

第 11 条

第 12 条 実用新案保護によって付与される権利，その範囲及び制限

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 II 章 実用新案の侵害及び実用新案保護の侵害

第 18 条 実用新案の侵害

第 19 条 実用新案保護の侵害

第 20 条 不侵害の決定

第 III 章 実用新案保護の消滅

第 21 条 実用新案保護の消滅の場合

第 22 条 実用新案保護の回復

第 23 条 実用新案保護の放棄

第 24 条 実用新案保護の取消

第 25 条 ロイヤルティの返還請求

第 IV 章 ハンガリー特許庁における実用新案事項に係る手続

第 26 条 ハンガリー特許庁の権限

第 27 条 行政手続の一般規則の適用

第 28 条

第 29 条 実用新案の出願

- 第 30 条 特許出願からの変更
- 第 31 条 (廃止)
- 第 32 条 明細書
- 第 33 条 実用新案の単一性
- 第 34 条 実用新案出願の審査
- 第 35 条
- 第 36 条 実用新案事項に係る手続

第 V 章 実用新案事項及び訴訟に係る裁判手続

- 第 37 条 ハンガリー特許庁の決定の再審理
- 第 38 条 実用新案訴訟

第 VI 章 最終規定

- 第 39 条—第 41 条 (廃止)
- 第 42 条 施行

第 I 章 実用新案保護の対象及び実用新案保護によって付与される権利

第 1 条 保護することができる実用新案

(1) 実用新案保護は、物品の形状若しくは構造又は物品の部分の組合せに関する解決手段(以下「実用新案」という)であって、新規で進歩性を有し、かつ、産業上利用可能であるものに付与される。

(2) 実用新案保護は、(1)の意義において、特に次のものには付与しない。

- (a) 物品の審美的意匠
- (b) 植物品種

第 2 条

(1) 実用新案は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるとみなす。

(2) 技術水準は、優先日前に国内で刊行物により又は公然実施により公衆が利用可能であるすべてのものを包含するものとする。

(3) 先の優先日を有する特許出願又は実用新案出願の内容も、優先日より後の日に付与手続の過程において公開又は公表された場合は、技術水準の一部を構成するものとみなす。当該欧州特許出願及び国際特許出願の内容は、特許による発明保護に関する法律(以下「特許法」という)に規定された特別の条件を付してのみ、技術水準の一部を構成するものとみなす。これらの規定の適用上、要約は出願の内容の一部を構成するものとはみなされない。

(4) (1)及び(2)の適用上、出願の優先日の前6月の間の刊行物への記載又は公然実施は、出願人若しくはその前権原者により、若しくはこれらの同意を得て、行われた場合又は出願人若しくはその前権原者の権利に対する濫用による場合は、考慮に入れない。

第 3 条

(1) 実用新案は、技術水準と比較して、技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなす。

(2) (1)の適用上、第 2 条(3)にいう技術水準の部分は考慮に入れない。

第 4 条

実用新案は、農業を含む何れかの産業分野において作り又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

第 5 条

(1) 出願人は、次の場合は、その実用新案に保護を付与される。

(a) 実用新案が、第 1 条から第 4 条までに定める要件に合致し、かつ、(2)及び第 1 条(2)に基づいて実用新案保護から排除されない場合

(b) 出願が、本法に定める方式要件に合致する場合

(2) 実用新案の使用が法律又は公衆道徳に反する場合は、保護を付与してはならない。ただし、当該製品の取引が法律により制限されているに過ぎない場合はこの限りでない。

第6条 実用新案の考案者及び実用新案保護の権利

実用新案の考案者とは、当該実用新案を考案した者をいう。

第7条

(1) 実用新案の権利は、考案者又はその権原承継人に帰属する。

(2) 2以上の者が共同で実用新案を考案した場合は、実用新案保護の権利は、これらの者又はこれらの権原承継人が共有する。2以上の者がそれぞれ独自に実用新案を考案した場合は、実用新案保護の権利は、最先の優先日をもってハンガリー特許庁に出願した考案者又はその権原承継人に帰属する。

第8条

職務発明及び従業者発明に関する規定は、雇用されて又は公務員として勤務する者又は雇用的性格を有する法的関係の枠組内で勤務する協同体の構成員が考案した実用新案に準用する。

第9条

実用新案の考案者の人格権及び実用新案保護の権利に関する他の事項については、発明者の人格権及び特許を受ける権利に関する特許法の規定を準用する。

第10条 実用新案保護の成立及び存続期間

実用新案保護は、保護が出願人に付与された日に始まり、出願日に遡及して発効する。

第11条

(1) 実用新案保護は、出願日から10年の期間存続する。

(2) 実用新案保護の期間につき、年次更新手数料を納付するものとする。年次手数料は初年度の出願日及び後続年の同暦日を期限として前納とする。実用新案保護の付与に先立って期限となる年次手数料は、付与の決定が最終決定となった後の6月の猶予期間内にも納付することができ、それ以外の年次手数料は納付期限日後の6月の猶予期間内に納付することができる。

第12条 実用新案保護によって付与される権利、その範囲及び制限

実用新案保護により、当該権利の所有者は、法律の規定に基づき、実用新案を実施し又は他人に実施をライセンスする排他権を与えられる。実施の排他権は、実用新案の主題の経済活動の枠内での製造、使用、輸入又は販売を包含する。

第13条

(1) 実用新案保護の範囲は、クレームにより定める。クレームは、明細書及び図面に基づいてのみ判断する。

(2) 実用新案保護は、クレームのすべての要素を具現する製品又はクレームの1又は複数の要素が同等物で置き換えられている製品に及ぶ。

(3) 実用新案保護から生じる報酬を受ける権原は、製品の中でクレームの1又は複数の要素が実用新案保護の所有者又は実用新案の考案者が実施権者の利用に供した改善された要素に

より置き換えられても、影響を受けない。

第14条

実用新案及び実用新案保護から生じる権利は、考案者の人格権を除き、移転し、譲渡し及び質権を設定することができる。

第15条

実用新案の権利所有者は、実施契約(実用新案ライセンス契約)に基づき、実施権者に実用新案の実施をライセンスする。実施権者は、引換えにロイヤルティを支払う義務を有する。

第16条

(1) 他の実用新案の保護を侵害することなしには保護された実用新案を実施することができない場合は、実施に必要な範囲で、当該他の実用新案の強制ライセンスを付与する。

(2) 保護された実用新案を侵害することなしには特許を受けた発明又は植物品種の保護に基づく品種を実施することができない場合は、実施に必要な範囲で、当該実用新案の強制ライセンスを付与する。

第17条

(1) 権原の承継、並びに実用新案及び実用新案保護に由来する権利の質入、並びに実施契約に関しては、特許法の規定を準用する。

(2) 保護された実用新案の強制ライセンス並びに実用新案保護の制限及び消尽に関しては、強制ライセンスに関する特許法の共通規定並びにその特許保護の制限及び消尽に関する規定を準用する。

(3) 実用新案保護を受ける共同の権利及び共同実用新案の保護に関しては、特許を受ける共同の権利及び共同特許に関する特許法の規定を準用する。

第 II 章 実用新案の侵害及び実用新案保護の侵害

第 18 条 実用新案の侵害

実用新案出願の主題又は実用新案の主題が他人から不法に窃用された場合は、侵害された当事者又はその権原承継人は、その実用新案出願又は実用新案保護の部分的又は全面的譲渡を請求することができる。

第 19 条 実用新案保護の侵害

- (1) 保護された実用新案を不法に実施した者は、実用新案保護を侵害したものとする。
- (2) 実用新案保護の権利所有者は、特許権者が特許法によりその特許の侵害者に対して民事救済に訴えることができるのと同様に、その侵害者に対して民事救済に訴えることができる。
- (3) 実用新案保護が侵害された場合は、権利所有者から権限を得た実施権者の権利は、特許法の規定により定める。

第 20 条 不侵害の決定

- (1) 実用新案保護の侵害に係る手続が自己に対して開始される虞があると考える者は、手続の開始に先立ち、自己が製造した又は製造する製品が自己の特定する当該実用新案を侵害しない旨の決定を請求することができる。
- (2) 不侵害の最終決定があった場合は、当該製品に関して特定された当該実用新案保護を基礎として侵害手続は開始することができない。

第 III 章 実用新案保護の消滅

第 21 条 実用新案保護の消滅の場合

- (1) 実用新案保護は、次の日に消滅する。
 - (a) 保護期間が満了する場合は、満了日の翌日
 - (b) 年次手数料が納付されていない場合は、期限日の翌日
 - (c) 実用新案保護の権利所有者が保護を放棄する場合は、放棄通知受領の翌日又は保護を放棄する者が特定するこれよりも早い日
 - (d) 実用新案保護が取り消された場合は、出願日に遡って
- (2) 次の特許出願に最終決定によって特許が付与された場合は、実用新案保護は、出願日に遡って消滅したものとみなす。
 - (a) 当該実用新案出願から変更された特許出願
 - (b) 当該実用新案出願が特許出願から変更された場合は、その特許出願

第 22 条 実用新案保護の回復

年次手数料不納の理由で実用新案保護が消滅した場合であって不納が正当な理由により生じたものであるときは、ハンガリー特許庁は、請求により、保護を回復する。

第 23 条 実用新案保護の放棄

- (1) 実用新案登録簿に登録された権利の所有者は、ハンガリー特許庁に宛てた宣言書により実用新案保護を放棄することができる。放棄が、法律、当局の決定若しくは実用新案登録簿に登録されたライセンス契約に由来する第三者の権利に影響を及ぼす場合又は訴訟が実用新案登録簿に登録されている場合は、当該放棄は、関係当事者の同意を得た上でなければ効力を生じない。
- (2) 実用新案保護の一定のクレームを放棄することも可能である。

第 24 条 実用新案保護の取消

- (1) 実用新案保護は、次の場合は、取り消される。
 - (a) 実用新案保護の主題が第 5 条(1)(a)に規定する要件に合致しない場合
 - (b) 明細書が法的要件(第 32 条)に合致しない場合
 - (c) 実用新案保護の主題が付与された出願日の出願内容の範囲、又は分割の場合は、分割出願の内容の範囲を越える場合
- (2) 取消の理由が部分的に限り存在する場合は、実用新案保護はこれに相応して制限される。

第 25 条 ロイヤルティの返還請求

実用新案保護がその成立に遡って消滅した場合は、実用新案保護の権利所有者又は実用新案の考案者が善意で取得したロイヤルティの内、実施から生じる利益に該当しなかった部分についてのみ返還を請求することができる。

第 IV 章 ハンガリー特許庁における実用新案事項に係る手続

第 26 条 ハンガリー特許庁の権限

ハンガリー特許庁は、次の実用新案事項における権限を有する。

- (a) 実用新案保護の付与
- (b) 実用新案保護の消滅及びその回復の決定
- (c) 実用新案保護の取消
- (d) 不侵害の決定
- (e) 実用新案の明細書の解釈
- (f) 実用新案保護の維持及び記録に関する事項

第 27 条 行政手続の一般規則の適用

(1) ハンガリー特許庁は、本法に規定する例外を除き、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用して実用新案事項を処理する。

(2) ハンガリー特許庁の決定に対しては、審判請求、再聴聞及び監督的手続並びに公訴官の異議申立は認められない。

(3) 意匠事項におけるハンガリー特許庁の決定は、第 37 条に規定の非訟民事手続において裁判所により再審理する。

(4) 特許法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、再審査請求がなされた場合に限りかつその請求が裁判所へ付託されるまでに限り、手続を終結して、次の事項において下した決定を取下又は変更することができる。

- (a) 実用新案保護の付与
- (b) 実用新案保護の消滅の決定及びその回復
- (c) 実用新案保護の取消
- (d) 不侵害の決定

(5) 特許法に別段の規定がない場合は、ハンガリー特許庁は、その決定が法律を侵害することを確認する場合に限り又は当事者が一致してその決定の変更又は取下を請求する場合に限り、手続を終結して(4) (c) 及び(d)にいう事項において再審査請求に基づいて下した決定を取下又は変更することができる。

第 28 条

(1) ハンガリー特許庁における手続に関する特許法の一般規定は、実用新案事項に係るハンガリー特許庁の手続に準用する。

(2) 最終決定により特許が次の特許出願に付与された場合は、実用新案出願は取下とみなされる。

- (a) 実用新案出願から変更された特許出願
- (b) 当該実用新案出願が特許出願から変更された場合は、その特許出願

第 29 条 実用新案の出願

- (1) 実用新案保護の付与に係る手続は、ハンガリー特許庁への出願をもって開始される。
- (2) 実用新案出願は、願書、実用新案明細書その他の関連書類を包含するものとする。

- (3) 出願に際して従うべき詳細方式要件は、特定法律に規定する。
- (4) (廃止)

第30条 特許出願からの変更

- (1) 出願人が先に特許出願を行っていた場合は、出願人は、同一の主題に係る実用新案出願の出願日後2月以内に提出した優先権宣言において、当該特許出願の出願日及び優先権を主張することができる(変更)。
- (2) 特許出願の優先日及び出願日は、変更された実用新案出願が次のとおりハンガリー特許庁になされた場合は、実用新案出願への変更によってのみ適用される。
 - (a) 特許出願手続の間であって特許付与の決定が確定する日まで、若しくは特許出願を拒絶する決定が確定した日から3月以内、又は
 - (b) 新規性欠如若しくは進歩性欠如の理由で特許を取り消すと宣言する決定が確定した日から3月以内
- (3) 実用新案出願の変更は、特許出願日から10年以内に限り認められる。

第31条 (廃止)

第32条 明細書

- (1) 明細書は、当該明細書及び図面を基礎として実用新案の主題を実施することを技術の熟練者に可能にするものでなければならない。
- (2) 明細書の末尾に、明細書の他の部分に言及して、1又は複数のクレームをもって、出願する実用新案保護の範囲を明示しなければならない。

第33条 実用新案の単一性

実用新案出願においては、1の実用新案についてのみ保護を求めることができる。

第34条 実用新案出願の審査

- (1) ハンガリー特許庁は、実用新案出願が第29条(2)から(4)までに定める要件に合致するか否かを確認するため、これを審査する。
- (2) (廃止)

第35条

ハンガリー特許庁は、次の諸点について実用新案出願の実体審査をする。

- (a) 出願の主題が実用新案であるか否か
- (b) 出願の主題は産業上の利用が可能であるか否か
- (c) 出願の主題が第5条(2)に基づき実用新案保護から除外されているか否か
- (d) 明細書が法的要件に合致しているか否か
- (e) 当該実用新案が単一性要件に合致しているか否か
- (f) 当該実用新案の優先権が正規に主張されているか否か

第 36 条 実用新案事項に係る手続

(1) 特許法の規定を，実用新案出願の優先権，出願日，審査，補正，分割及び取下，実用新案出願に関する一定のデータの伝達，実用新案保護の消滅，回復，取消の宣言並びに実用新案明細書の解釈及び不侵害の決定に準用する。

(2) (廃止)

(3) 特許の付与に関する特許法の規定を実用新案保護の付与に適用する。実用新案保護の付与の公告後，何人も実用新案の出願を閲覧し，かつ，手数料を納付してそのファイルの写しを取得することができる。

(4) 実用新案事項において，欧州特許出願の効果に関する特許法の規定を準用し，欧州特許出願は，特許法の規定の準用によって国内実用新案出願に変更することができる。

(5) 特許協力条約第 43 条に従って，出願人が自己の国際出願が指定国又は選択国としてのハンガリー共和国で実用新案保護を取得しようとするものである旨を指定する場合は，指定官庁又は選択官庁としてのハンガリー特許庁の手続に特許法の規定を準用する。

第V章 実用新案事項及び訴訟に係る裁判手続

第37条 ハンガリー特許庁の決定の再審理

- (1) 請求があるときは、裁判所は、ハンガリー特許庁の次の事項の再審理を行うことができる。
- (a) 第27条(4)にいう決定
 - (b) 実用新案出願の登録簿又は実用新案の登録簿における登録の手続を中断する又は基礎を提供する決定
 - (c) 行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づいて独立の法的救済が認められるファイルの閲覧を排除又は制限する命令
 - (d) 手続開始の請求を提出した者以外の者に対し、手続当事者としての法的地位を与えない命令
 - (e) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の金額及び納付に関する決定
- (2) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の金額及び納付に関する決定に対して提起された再審理の請求は、再審理の請求で争われていない他の決定の規定に関して進行を遅らせる効力を有さず、それらの規定が最終となることを妨げない。
- (3) (1)にいう以外のハンガリー特許庁の命令は、(1)にいう決定の再審理の請求におけるものに限り争うことができる。
- (4) 決定の再審理は、次の者によって請求することができる。
- (b) ファイルの閲覧において排除又は制限された者
 - (c) 手続当事者としての法的地位を与えられなかった者
- (5) 実用新案保護の登録又は無効の決定の再審理は、第5条(2)に基づき、公訴官が請求することができる。ハンガリー特許庁における手続に参加した他の者は、自己の権利で、決定又は自己に関するその規定の再審理につき独立の請求を提出することができる。
- (6) 再審理の請求は、(7)及び(8)に規定の場合を除き、当事者又は手続の他の当事者への決定の通知日から30日以内に提出し又は書留郵便で出さなければならない。
- (7) 再審理請求の提出についての30日の期限は、次の場合は、手続継続の請求又は原状回復の請求を拒絶する又はこれらが提出されていないものとみなす命令の伝達日から起算する。
- (a) 当該日が(6)に基づく決定の伝達日より遅く、かつ
 - (b) 手続継続の請求又は原状回復の請求が(6)に基づく決定の直接の基礎となった不作為の結果を回避するために提出された場合
- (8) ハンガリー特許庁の決定の再審理が行政手続一般規則に関する法律の規定に基づいて憲法裁判所が行う決定を基礎として請求された場合は、再審理請求の提出期限は、憲法裁判所の決定の公告から30日間再開する。
- (9) 再審理請求は、ハンガリー特許庁に提出し、特許庁はそれを実用新案ファイルの書類と共に、(10)に規定の場合を除き、15日以内に裁判所へ転送する。相手方が手続に参加した場合は、その相手方に対してハンガリー特許庁は他方当事者の請求の転送を同時に通知する。
- (10) 再審理請求が基本的重要性を有する法律問題を提起する場合は、ハンガリー特許庁は当該疑義に関する陳述書を作成することができ、それを再審理請求及び実用新案ファイルの書類と共に30日以内に裁判所へ転送するものとする。
- (11) 手続提起の要件に関する規則は、再審理請求の要件に準用する。

(12) 遅れて提出された再審理請求の場合は，裁判所は原状回復の請求に関して決定する。

(13) その他の事項においては，ハンガリー特許庁が行った決定の再審理に係る裁判手続に関する規定は，実用新案事項についてハンガリー特許庁が行った決定の再審理に係る裁判手続に適用する。

第 38 条 実用新案訴訟

(1) 実用新案訴訟は，次のものから成る。

(a) 実用新案強制ライセンスの付与，変更又は取消に係る訴訟

(b) (廃止)

(c) 先使用権の存在に関する訴訟

(d) 侵害に係る訴訟

(2) 特許訴訟に係る規定は，実用新案訴訟に適用する。

(3) (1)にいう以外の他の実用新案訴訟においては，県裁判所(メトロポリタン裁判所)は，特許訴訟に適用される規則に基づいて手続を行う。

第 VI 章 最終規定

第 39 条—第 41 条 (廃止)

第 42 条 施行

- (1) 本法は、1992 年 1 月 1 日に施行する。
- (2) 司法担当大臣は、ハンガリー特許庁長官と協力し、ハンガリー特許庁の監督権を司る大臣との合意によって、実用新案出願の詳細な方式規則を政令によって制定する権限を有する。